

社援発0830第3号

平成23年8月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（援護法令関係）の施行について

現在、東日本大震災の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。）については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）に基づき、平成23年8月31日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところである。

また、厚生労働省においては、法第3条第2項の規定に基づく告示（平成23年厚生労働省告示第56号。以下「告示」という。）を制定し、告示に規定された特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず、一律に満了日を平成23年8月31日まで延長することとする措置を講じたところである。

今般、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第4項の施設給付決定等については、平成23年8月31日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、法第3条第4項の規定に基づく政令（平成23年政令第274号）を制定し、これらの特定権利利益に係る満了日の延長措置の限度となる期日を平成24年2月29日とする措置を講じることとした。

これに伴う援護に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対応方御配意願いたい。

## 記

### 第1 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

今般の政令のうち援護に関する権利利益の再延長を行ったものは次のとおりである。

- 1 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）関係
  - 特別給付金を受ける権利の裁定の請求（第4条）
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）関係
  - 自立支度金の支給の申請（第7条）

### 第2 留意事項

告示による措置は、平成23年8月31日までとされていることから、平成23年8月31日の翌日以降において、東日本大震災の被害者が今般の政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（以下「申請書」という。）による満了日の延長の申出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、特定非常災害の被害者である旨及びその特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があれば、様式は問わないものとする。また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして構わない。

ただし、今般の政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、被災により申請等のための必要な手続をとれない場合があることを考慮して、有効期限を延長しているものであるため、東日本大震災の被害者であっても期限内に申請等を行うことのできる者については、本政令に基づく延長の措置をとることはできないものである。